

源泉所得税の年末調整事務相談会の開催について

給与所得者の年末調整事務について、下記のとおり相談会を開催することになりました。

つきましては、令和 6 年分給与所得源泉徴収簿にご自身であらかじめご記入できる欄（給与所得者の名前・住所、支払日、支払金額など）についてはご記入の上、ご来会くださいますようお願い申し上げます。

なお、完全予約制となっておりますので、必ず電話予約（042-551-2927）の上ご来会をお願い致します。

開催日	令和 7 年 1 月 14 日(火)、15 日(水)、17 日(金)
時間	10 時 00 分～16 時 00 分（12 時～13 時は除く）
開催場所	福生市商工会 福生市本町 92-5 扶桑会館

□次の資料及び証明書等を必ずご用意ください。

- ①所得税源泉徴収簿（令和 6 年分）
- ②令和 6 年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書
- ③保険料控除申告書（令和 6 年分）（該当者）
- ④国民年金保険料控除証明書（該当者）
- ⑤生命保険等控除証明書、地震保険等控除証明書（該当者）
- ⑥国民健康保険の支払金額（該当者）（※事前に市役所等でご確認ください）
- ⑦小規模企業共済等掛金支払額証明書（該当者）
- ⑧住宅取得等特別控除申告書に関連する書類（該当者）
- ⑨その他年末調整関係書類
- ⑩源泉徴収税の納付書（税務署から送付される年末調整の封書の中に同封）
- ⑪前年分（令和 5 年分）年末調整関係書類**
- ⑫印鑑
- 《定額減税に関する必要な書類》
- ⑬扶養控除等異動申告書
- ⑭各人別控除事績簿

裏面もございます

※納期の特例の承認を受けている場合の納期限は1月20日(月)です。

※納付額が発生する場合、金融機関の営業時間内にお支払いできるよう早めにご来会くださいますようお願ひいたします。

※源泉所得税及び復興特別所得税がゼロ円でも税務署に源泉所得税納付書の提出、従業員の住まいのある市役所等に給与支払報告書の提出が必要です。

国税庁より抜粋

国税庁では令和7年1月から、納付書・申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません。

税務署へ書面申告等における申告書等の提出（送付）の際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願ひいたします。

税務署で納税書・申告書等の控えへ收受日付印の押なつは行いませんので、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。

【福生市商工会からのお願い】

- 扶養控除等異動申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載を行わないでご持参を頂きますようお願い致します。既に記載がある場合は、原本をコピーし、マイナンバー（個人番号）の記載部分を完全に塗りつぶすなどして、個人番号を完全に閲覧できない状態でご持参ください。
- 給与支払報告書（税務署・市町村役場）の個人番号欄は記載しない状態でご持参ください。作成支援後に、商工会事務所とは別の場所で事業主様が記載し、ご提出（税務署・市町村役場）をお願いいたします。

***当会では、マイナンバー（個人番号）を取り扱うことができません。**

【ご予約・お問合せ】 福生市商工会 ☎551-2927（担当：川浦）

【福生市商工会からのお知らせ】

事業所得者の所得税・消費税確定申告相談会について

令和6年分（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の事業所得者等の所得税確定申告は、令和7年2月17日から3月17日まで、個人事業主の消費税確定申告は令和7年2月17日から3月31日までとなっております。

福生市商工会では、例年どおり「事業所得者の所得税・消費税確定申告相談会」を**完全予約制**にて開催いたします。なお、詳細につきましては、後日あらためてご通知させていただきます。